



新・刈谷市美術館
基本計画

NEW KARIYA CITY ART MUSEUM

目 次

第1章 刈谷市美術館の現況把握と実績確認

- 1. 新・美術館建設の背景1
- 2. 刈谷市美術館の概要2
- 3. 設立経緯と事業内容5
- 4. 施設と運営の課題14

第2章 新・美術館がめざす姿

- 1. 新・美術館の方向性15
- 2. 新・美術館のめざす姿16

第3章 事業計画

- 1. 芸術文化を「守り伝える美術館」17
- 2. 美術を通して「楽しさや感動を分かち合う美術館」18
- 3. 人びとと「交流し共につくる美術館」19

第4章 施設整備計画

- 1. 敷地の特性20
- 2. 施設整備の基本方針22
- 3. 必要諸室の機能23
- 4. 諸室一覧表27
- 5. 機能関連図28

第5章 管理運営計画

- 1. 管理運営形態の方式30
- 2. 管理運営体制の部門30
- 3. 補助機関の設置31

第6章 事業スケジュール

.....32

参考資料33

1. 新・美術館建設の背景

昭和58年（1983）に開館した刈谷市美術館は、芸術文化を発信・振興・継承するための多様な事業を行い、市民をはじめとする多くの方々に親しまれてきました。しかし、令和7年（2025）時点で開館から42年を経過し、施設の老朽化が著しく進行しています。美術館の重要な使命の一つとして、美術作品を未来まで守り伝えるために、施設の再整備が不可欠となっています。

また、美術館をめぐる社会の状況や期待されるニーズは、開館当初から大きく変化しています。作品鑑賞を行うだけでなく、利用者が気軽に立ち寄り学びや感動を得られる場、また、美術を通じた地域のにぎわいを生み出す場としての機能が一層求められるようになってきました。

現在の建物、設備でそれらの機能を支え続けるには限界があることから、刈谷市では、有識者による刈谷市美術館リニューアル計画検討委員会やアンケート等により得られた意見等を踏まえ、リニューアルの方向性を検討した結果、現美術館の敷地内に新たな刈谷市美術館として建て替えることを決定しました。

アート、人、地域、そして未来をつなぐ新・美術館として生まれ変わることをめざし、ここに、美術館の事業計画や施設整備についてまとめた「新・刈谷市美術館基本計画」を策定します。

2. 刈谷市美術館の概要

2-1 沿革

「市民の作品発表の場から、ユニークな企画展を開催する美術館へ」

刈谷市美術館は、展示室の貸出を主目的とする文化施設として昭和58年（1983）に開館しました。市民が作品を発表するギャラリー展や文化協会展などのために展示室を提供し、地域のみなさまの芸術文化活動を支援する美術館として親しまれるようになりま。こうした市民ギャラリーとしての機能の一方で、移り変わる時代のニーズや芸術文化を取り巻く環境の変化に応じながら、美術館として担うべき機能を段階的に拡張するようになっていきます。国内外の優れた美術や絵本原画などを紹介するユニークな企画展の開催、子どもを対象にした鑑賞・造形プログラムの実施、地域ゆかりの美術や企画展関連作品などの作品収集と保存、これらの作品を活用するコレクション展の開催など、芸術文化を発信・振興・継承するための多様な事業を行うことで、地域の芸術文化の発展や次世代の育成などに貢献してきました。

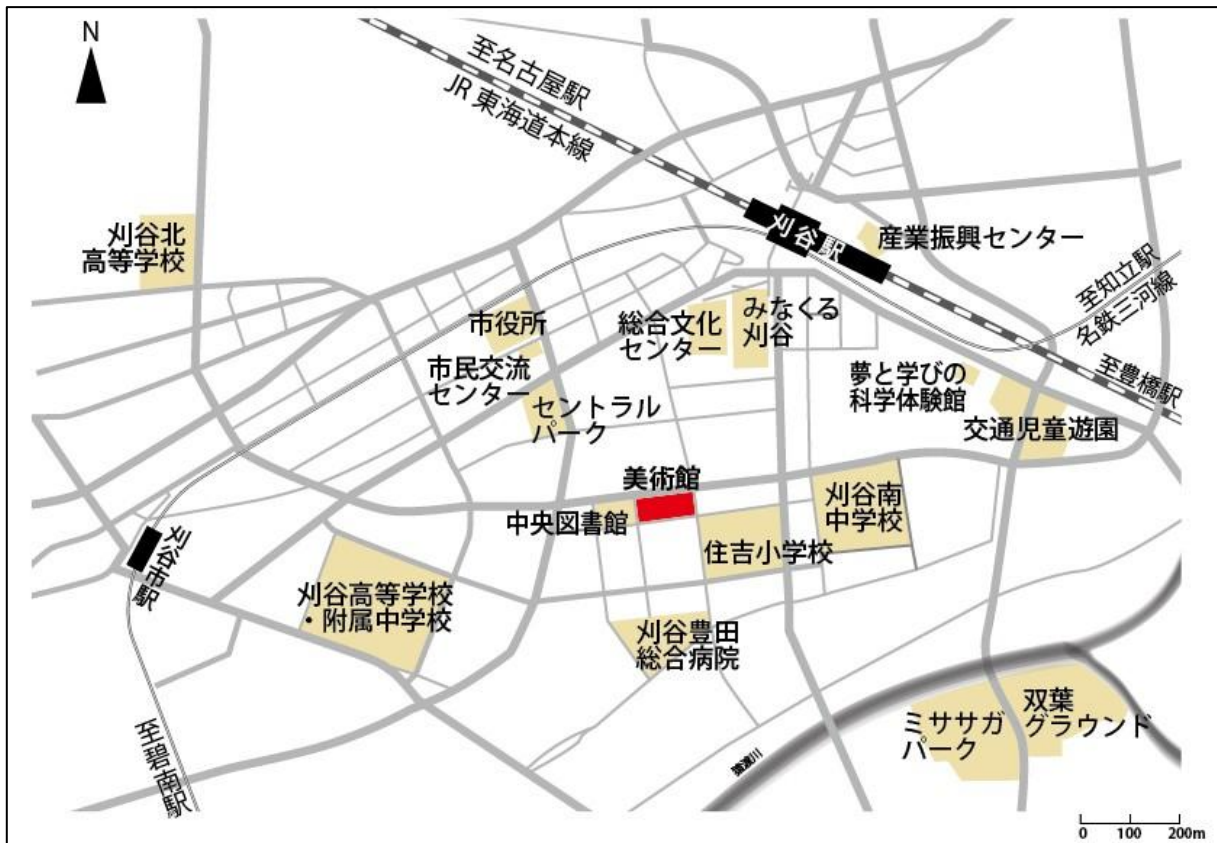
このような事業を行う刈谷市美術館は、展示室を提供し市民の芸術文化活動を支える「市民ギャラリー」機能、芸術文化の価値を発信・継承・発展を図る「美術館」機能という2つの機能を担う文化的施設といえます。

2-2 施設概要

- ・所在地 刈谷市住吉町4丁目5番地
- ・開館 昭和58年（1983）6月11日
- ・敷地面積 5,770.80㎡
- ・建築面積 1,216.58㎡
- ・延床面積 2,346.92㎡（1階：1,169.24㎡、2階：1,069.55㎡、塔屋：108.13㎡）
- ・構造 鉄筋コンクリート造（2階建、塔屋1階）
- ・諸室 展示室×4（241㎡、128㎡、100㎡、92㎡）、研修室（82㎡）×1、収蔵庫（99㎡）×2、資料室×2（18㎡、25㎡）、控室（32㎡）×1、事務室（77㎡）×1、トイレ×2、多目的トイレ×1、倉庫（8㎡）×2、機械室×4など

2-3 周辺環境

当館は、刈谷市中央部のアクセスの利便性が高いエリアにあり、本市の玄関口である刈谷駅から徒歩約10分の位置に立地します。名古屋駅から約20分（JR東海道本線で直通）の刈谷駅は、一日約7万人が利用する愛知県内の主要駅のひとつであり、駅周辺は、人々が集う拠点として高いポテンシャルを秘めたエリアといえます。自動車によるアクセスは、主要幹線道路となる国道23号線（知立バイパス）から約4キロ、高速道路（伊勢湾岸自動車道）から約10キロと、遠方からもアクセスしやすい交通網が整備されています。



なお、企画展開催時における来館者の交通手段は、電車が約3割、自家用車が約6割であることから、十分な駐車場の確保は不可欠です。

当館の周辺には住宅やマンションが多く、小中学校や病院、刈谷市中央図書館、刈谷市総合文化センター、夢と学びの科学体験館があるなど、近隣住民もしくはは目的を持った人々が行きかう住宅・文教エリアに立地します。

令和元年（2019）に策定された「刈谷市中心市街地まちづくり基本計画」では、刈谷駅及び刈谷市駅周辺における約227haの区域を「中心市街地地区」とし、そのめざす姿として「歴史と未来が輝く 刈谷まちなかオアシス」を掲げています。

この地区の中で、刈谷市美術館は、学校や公共施設が集まる「生活交流ゾーン」に位置しています。刈谷駅周辺の「都市交流ゾーン」、刈谷市駅から亀城公園周辺の「歴史文化交流ゾーン」内の施設などとも連携しながら、刈谷のまちなかの活性化に努めています。

3. 設立経緯と事業内容

3-1 設立経緯

設立時に発行された美術館パンフレットや開館記念展の図録に、当時の刈谷市長が記した美術館設立の経緯が掲載されています。これらから当館は「市民の発表の場」の整備を目的に建設されたことが分かります。

(以下に抜粋)

- ・世界的な経済不況は私共の足元にも迫っており、人心不安から、ともすれば日本人の情緒ある美しい心を失いがちであります。このような時代にこそ美しさと情操を育てる必要があるべきと考え、美術館を設立しました。
- ・スポーツの町として振興を進めてきたように、文化の面におきましても、文化協会ならびに多くの美術愛好家の方々の間に、その気運が高まり、市民の発表の場として美術館の建設を行いました。

3-2 事業方針（美術館の条例等及び市の上位計画から）

基本的な事業内容は、文化芸術に関する展示、収集、教育普及および市民への施設の貸出です。市民が文化芸術に親しむ機会を提供することで、誰もが生きがいを持ち、心豊かな生活が送れるまちの実現に努めています。こうした事業内容は、刈谷市美術館条例や市の上位計画に記されているため、それらを以下で確認します。

(1) 刈谷市美術館の条例等

① 刈谷市美術館条例（昭和58年4月1日条例第7号）

- ・(趣旨) 第1条 この条例は、市民の文化及び教養の向上を図るため、美術館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
- ・(事業) 第3条 刈谷市美術館は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管し、及び展示すること。
 - (2) 美術に関する展覧会、講演会、講習会、研究会等を開催すること。
 - (3) 美術に関する展示若しくは研修又は茶会のために施設を利用に供すること。

② 美術品等購入基金運用基準（平成5年2月25日施行）

(作品収集方針)

- ・美術品等購入基金によって収集することのできる美術品について。
 - (ア) 現代美術の展開と流れを展望するにふさわしい作品及びその指針を形成する作品。
 - (イ) 衣浦周辺地域を始め中部圏とかかわりのある国際的又は全国的視野で特に美術史的価値の高い作家の作品。
 - (ウ) 上記ア、イの作品、作家を理解する上で役立つ作品及び作家の創作活動の背景を知ることのできる下絵、素描、水彩画等。

(2) 美術館に関する刈谷市の上位計画

将来都市像として「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を掲げる刈谷市では、「刈谷市総合計画」や「刈谷市文化振興基本計画」を策定し、各分野で積極的な施策を推進するとともに、「文化芸術は人々の生活に彩りを与え、心豊かな社会づくりのために欠かせないもの」と位置付け、文化芸術の振興や文化財の保護に取り組み、誰もが生きがいを持ち、心豊かな生活が送れるまちの実現に努めています。

①「第8次刈谷市総合計画」(令和5年3月)

豊かな自然が受け継がれ、産業と文化が調和した「ものづくりのまち」として成長を遂げてきた刈谷市では、平成23年(2011)策定の「第7次刈谷市総合計画」以来、めざすべき将来都市像として「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を掲げ、各分野で積極的な施策を推進しています。歴史・文化の分野では、その継承や発信を大切な責務とし、誰もが生きがいを持ち、心豊かな生活が送れるまちの実現に努めています。

(以下に美術館関連を抜粋)

第3編 基本計画 2-4「歴史・文化・観光交流」

めざす姿

- ・年齢を問わず誰もが文化芸術に親しむことで、生きがいを持ち心豊かな生活を送っています。
- ・歴史や文化財が本市の魅力として広く周知され、多くの市民が本市に誇りや愛着を感じています。
- ・観光の取組を通じて、市の認知度や地域ブランドが向上し、地域のにぎわいが生まれています。

指標	現状値 (2022年)	目標値(めざす方向) 2032年
日頃から文化や芸術に親しむ機会がある市民の割合	39.0%	51.0%
誇りや愛着を感じている市民の割合	64.0%	79.5%
刈谷の魅力が友人などに勧めたいと思う市民の割合	47.3%	60.0%

施策の背景

現状	課題
文化施設の利用率低下や利用者が固定化しているなど日頃から文化芸術に親しんでいる市民の割合が減少傾向にあります。	気軽に文化芸術にふれる機会の創出や、作家・アーティストとの交流を通じた文化芸術の活性化が望まれます。
文化芸術に関する市民のニーズが多様化しています。	多様化するニーズを捉え、ニーズに応じた事業を展開するとともに、専門性の高いニーズに対応できる運営体制が求められています。
文化芸術団体等に属する会員の高齢化が進んでいるとともに会員数が減少しています。	団体の活動を支援するとともに、幅広い年齢層に対して文化芸術等に関する情報を提供していくことが求められています。
文化芸術基本法の施行や文化財保護法の改正により、文化芸術や文化財を「振興」・「保存」するだけでなく「活用」することが位置づけられました。	文化芸術や文化財を観光やまちづくりなどの他の分野に活用することにより、地域の活性化や市民のまちに対する誇りや愛着の醸成につながることを望まれます。
地域資源をいかした観光振興に関する市民の満足度が低いです。	既存の地域資源などの魅力向上と新たな発想による取組が求められています。

施策の内容

241 文化芸術による 魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい情報ツールを活用した情報発信や利用者参加型イベントの開催などを通じて、幅広い年齢層が気軽に文化芸術に触れるきっかけを提供し、文化芸術への興味関心を高めます。 ・多様化する文化芸術のニーズに対応し、市民のライフスタイルに合った文化芸術活動の機会の提供に努めます。 ・文化芸術団体への支援や教育機関との連携を通じて、文化活動の振興に努めます。
243 歴史文化の 普及・啓発・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民に郷土の歴史や文化に親しんでもらうため、企画展などを通じて、歴史文化の普及・啓発活動を展開します。 ・市内外において、PRブースを出展するなど、歴史文化の魅力を広く発信していきます。
244 観光交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を磨き上げ、組み合わせることで、来訪客と市民のニーズに応える観光の取組を推進します。 ・ターゲットに応じた情報提供や魅力発信の強化、市の認知度向上に努めます。 ・幅広く地域資源を有効活用した誘客促進を図り、広域連携などにより交流人口の拡大に努めます。

②「第2次刈谷市文化振興基本計画 中間改定版」(令和5年3月)

平成20年(2008)に「刈谷市文化振興基本計画」を定めた刈谷市では、平成30年(2018)にこの計画を継承・発展させて「第2次刈谷市文化振興基本計画」を策定し、「文化で紡ぐかりやの未来～魅力あふれる文化のまちを目指して～」を基本理念としました。令和4年度(2022)に社会的背景の変化などを踏まえて、計画の見直し、改訂を行いました。

(以下に美術館関連を抜粋)

基本方針1「文化芸術を生かしたまちづくり」

文化芸術に親しむ機会の充実～文化芸術に関する関心や理解を深めるための取り組みや、文化芸術に触れる機会を提供します。

項目	取組内容
芸術家の指導による 創作活動	総合文化センター(市民ホール)や美術館において、芸術家から直接指導を受けながら創作活動ができる機会を提供します。

基本方針4「施設等を活用した文化芸術の振興」

文化施設の有効活用～文化芸術の振興を図るため、文化施設を有効活用します。

項目	取組内容
美術館企画展	近代の美術、郷土の芸術家の作品、絵本原画、現代アートなどの美術作品を中心に企画展を実施します。
美術館常設展	美術館が収蔵する近代の美術、郷土の芸術家の作品、絵本原画、現代アートなどの美術作品の常設展を実施します。
教育機関との連携	企画展と関連させた児童・生徒を対象とした鑑賞会のほか、教員対象の鑑賞会や鑑賞教育の研究会を実施します。
教育普及	創作体験、美術作品の解説ツアー、子ども向けの体験事業など、企画展と関連させながら、美術を学ぶ機会を提供します。
市民ギャラリー	芸術家や美術団体などの作品発表の場として、展示室の貸出を行います。
美術作品の購入・受入	近代の美術、郷土の芸術家の作品、絵本原画、現代アートなどの美術作品の購入や寄贈の受入れを行います。
施設見学の受け入れ	総合文化センター(市民ホール)・図書館・美術館などにおいて、学校による施設見学や職場体験を受け入れます。

基本方針5「文化芸術を創造し支える人づくり」

文化芸術の担い手づくり～文化芸術団体等と連携し、文化芸術活動を支える人材の育成に努めます。

項目	取組内容
美術館ボランティアの育成	美術館で実施するワークショップにおいて、ボランティアを育成・活用します。
芸術家の指導による創作活動（再掲）	総合文化センター（市民ホール）や美術館において、芸術家から直接指導を受けながら創作活動ができる機会を提供します。

3-3 事業実績

当館の事業は、主に2つのカテゴリーに分けられます。市民ギャラリーなどの「市民の芸術文化活動を支える事業」と、展覧会開催や教育普及活動などの「芸術文化の価値を発信・継承・発展する事業」です。この両輪運営を継続することで、現在までに400万人を超える多くの方々に利用いただきました（令和6年度末、年間平均9.5万人）。以下にこれまでの事業概要と実績を機能別に整理します。

【近年の利用者数】

年度	利用者数
平成27年度	82,587人
平成28年度	82,423人
平成29年度	76,106人
平成30年度	108,563人
平成31年度	102,957人
令和 2年度	62,904人
令和 3年度	68,702人
令和 4年度	94,688人
令和 5年度	81,729人
令和 6年度	81,354人

(1) 市民の芸術文化活動を支える事業（貸館に関する事業）

展示室、研修室等を一般に貸出すことで、人々の芸術文化活動を促進し、創造性豊かな社会の実現をめざす事業です。

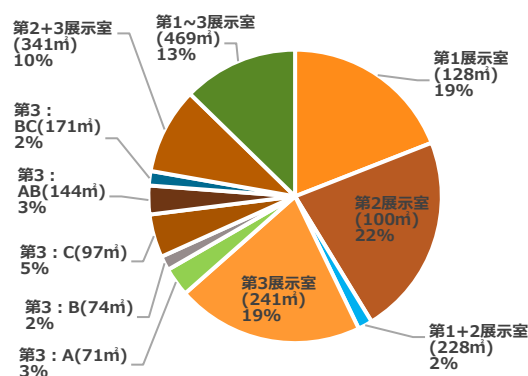
①市民ギャラリー（展示室の貸出）

- ・市民や地域の方々が気軽に作品を発表し、鑑賞できる場として、本市文化協会、美術団体、個人のほか、市内幼稚園・小学校・中学校や、地域の高校、大学などに展示室を提供しています。
- ・団体または個人の方が利用しており、これまでの平均利用件数は年間58件です。
- ・絵画、写真、彫刻、工芸、イラストレーション、書など、あらゆるジャンルの美術作品が展示されています。
- ・作品の発表や鑑賞を通じて、人々が交流する場となっています。

【近年の市民ギャラリー貸出実績】

年度	貸出件数
平成27年度	59件
平成28年度	60件
平成29年度	67件
平成30年度	59件
平成31年度	53件
令和 2年度	59件
令和 3年度	64件
令和 4年度	63件
令和 5年度	68件
令和 6年度	57件

【これまでの展示室利用枠の実績】



(平成5～令和6年/展示室利用枠ごとの平均値)

②市民による絵画教室の開催など（研修室の貸出）

- ・美術関連の活動の場として、館内の研修室を提供しています。
- ・絵画教室、造形教室、研修会、ギャラリー展の打ち合せ等のスペースとして利用されています。

(2) 芸術文化の価値を発信・継承・発展する事業

優れた芸術文化の展示公開、収集保存、調査研究、教育普及する事業の実績をここで整理します。

①コレクション展示

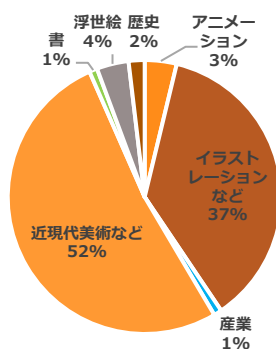
- ・幅広いジャンルの作家や作品の魅力を伝える、所蔵作家の個展、多彩な切り口によるテーマ展を行っています。年3～4回開催。
- ・以前は「収蔵品展」や「所蔵品展」として年2回開催していましたが、開館20周年の平成15年から展示日数を増やし、企画展のない時期に「常設展」として開催するようになります。現在は「コレクション展」と改称して開催しています。
- ・多くの方々が鑑賞できるよう入場無料で開催しています。
- ・市民ギャラリーの期間中に開催するため、ギャラリー展の来場者が気軽に訪れています。

②企画展示

- ・近現代の美術作品にとどまらず、幅広いジャンルの企画展を開催しています。
- ・大型美術館との差別化を図り、ニッチな作家や作品を紹介するユニークな美術館として美術愛好家から評価されています。
- ・絵本、漫画、宣伝美術などイラストレーション関連を長年取り上げてきたのが最大の特徴です。

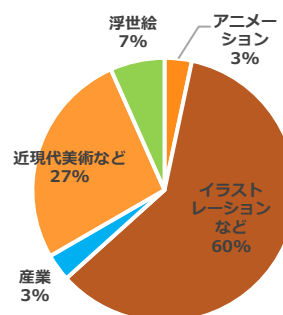
- ・コンパクトな自主企画展から中規模程度の全国巡回展まで、多様な規模の展覧会に対応してきました。
- ・現在は全館を使用する企画展を年2回（春と秋）、小規模の企画展を年1回（冬、1階展示室）開催しています。

【これまでに開催した企画展ジャンル】



(昭和58～令和6年／企画展105本を主要作品で分類)

【入館者数トップ30の企画展ジャンル】



(昭和58～令和6年／企画展105本を主要作品で分類)

③収集・保存

- ・愛知をはじめ、地域ゆかりの作家の作品を体系的に収集しています。
- ・企画展と連動した幅広いジャンルの作品を収集してきた実績があります。
- ・絵本や挿絵の原画、ポスターなど、他の美術館では珍しい、特徴的なコレクションが形成されています。
- ・平成2年から本格的に作品収集を開始し、現在4,100点を超える作品を収蔵しています。

刈谷市美術館のコレクション（概要）

1. 愛知をはじめ当地域で生まれた作家、または在住した作家の作品など地元
に所縁のある「郷土の美術」
2. 郷土の重要作家をより深く理解できるようにするために収集した大正から戦前期の「近代の美術」
3. 戦後に前衛的な活動を繰り広げた作家たちの「戦後の美術」
4. 当館と同時代性のある優れた作家たちの「現代の美術」
5. 絵本・挿絵・装丁など「書籍の原画」
6. グラフィックデザイナーやイラストレーターらによる「日本のポスター」

【収集作品の分野と点数】（令和7年3月末現在）

分野	点数
日本画	141点
洋画（油彩画、他）	401点
水彩画・素描など	304点
原画（絵本・雑誌・他）	2,397点
版画・ポスター・写真	812点
立体・彫刻	39点
工芸	5点
書	16点
計	4,115点

④調査・研究

- ・長年の活動を通じ、資料の取り扱いや調査研究を遂行しており、それらを展示公開などの成果へと結びつける豊富な実績と高度な専門性が蓄積されています。
- ・継続的な調査や研究を行い、地域の芸術文化の解明や発展に貢献しています。
- ・収蔵作品に関するデータベースの構築や、インターネットを通じた情報提供などを行っています。

⑤教育普及

- ・幅広い世代の方々が芸術文化を身近に触れ、親しむための活動を行っています。
- ・企画展開催時には、作品鑑賞会や講演会、造形プログラムなどを実施するほか、作者の創作活動と来館者とを結ぶ公開制作などを実施しています。
- ・子どもたちの長期休暇に併せ、次世代層を対象にした造形プログラム等を実施しています。
- ・市内の園児、児童や生徒の作品を発表・鑑賞する展覧会が毎年行われています（刈谷市共催）。

3-4 刈谷市美術館の強み

3-3「事業実績」で整理したこれまでの業績は、当館の更なる魅力向上や将来の成長に繋がる強みとして捉えることができます。各事業における特徴をまとめ、当館の強みとして整理します。

(1) 市民の芸術文化活動を支える事業の強み

①市民ギャラリー（展示室の貸出）

- ・小さな個展から団体展まで、身近に様々なジャンルの作品が発表できる展示室を提供しています。

②市民による絵画教室の開催など（研修室の貸出）

- ・美術に関連する身近な活動の場として部屋を提供しています。

※①②ともに、市民に限らず広く提供しています。

(2) 芸術文化の価値を発信・継承・発展する事業の強み

① コレクション展示

- ・近現代の美術作品から絵本原画まで、幅広いジャンルの作品に触れられる機会を提供しています。

②企画展示

- ・他館と差別化を図り、あらゆる世代が楽しめる多彩な芸術文化を発信し続けてきた業績があります。

③収集・保存

- ・地域美術に加え、絵本原画やポスター等、特徴的なコレクションを形成しています。

④調査・研究

- ・長年の企画展示や作品収集等の機能を通して蓄積された、多ジャンルを扱う実績があります。

⑤教育普及

- ・作家や大学等と連携を図り、幅広い世代に対するイベントやプログラムを提供しています。

4. 施設と運営の課題

3-4「刈谷市美術館の強み」で整理した事業の継続や作品管理の観点からすると、開館から40年以上を経た施設は老朽化が著しく、また、市民ギャラリー機能を重視して建設された建物や設備は、抜本的な見直しが必要です。さらに、美術館をめぐる社会の変化や期待されるニーズに対して的確に対応できないことも懸念点となっています。

以下に、施設運営するうえで、対策が必要な施設の課題について整理します。

4-1 設備の老朽化

設備の老朽化により、空調環境、照明環境、衛生環境等の機能低下がみられ、適切な環境下における美術作品の展示や、将来にわたる作品の保存に懸念があります。

- ・適切な温湿度管理下で作品を保存、展示するための空調設備が老朽化しています。
- ・天井照明はLED化されておらず、照度にムラがあります。
- ・衛生設備は竣工当時のままの器具が多く、また、配管等は劣化が著しく更新が必要です。

4-2 施設の基本構造による機能の限界

開館時に市民ギャラリーを目的に建設された施設のため、展示公開や収集保存などの美術館機能に制約が生じています。

- ・展示室は、企画・コレクション展と市民ギャラリー展で共用していることから、それぞれの使用において利便性が悪く、かつ、展示環境の維持管理が困難です。
- ・施設のゾーン分けが十分にされておらず、資料動線、職員動線、来館者動線、ギャラリー利用者動線が交錯しているため、安全かつスムーズな作業が困難です。

4-3 施設の狭隘性

施設の狭隘さにより、各種事業開催や作品保存に対する困難性が生じています。

- ・展示室（企画展、コレクション展）が狭く、展示作品数が制限されています。
- ・造形用設備を備えたワークショップルーム、憩いの場となる休憩スペースや親子スペースなど、教育普及設備や来館者が気軽に利用できるエリアが整備されていません。
- ・収蔵庫の容量が不足し、適切な作品保存や、継続的な作品収集への懸念があります。

第2章 新・美術館がめざす姿

1. 新・美術館の方向性

「ものづくりのまち」として成長を遂げてきた刈谷市では、めざすべき将来都市像として「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を掲げ、積極的な文化観光施策を推進しています。「文化芸術を生かしたまちづくり」「施設等を活用した文化芸術の振興」「文化芸術を創造し支える人づくり」などを基本方針と定めています。これまでに刈谷市美術館では、ユニークな企画展の開催をはじめ、市民の方々の作品発表の場としての市民ギャラリーの運営、地域ゆかりの美術作品の収集など、芸術文化を発信するための多様な事業を行ってきました。新・美術館でも、こうした事業を継承し、さらなる発展をめざします。

また、今後より多くの市民が日常的に文化芸術に親しみ、地域への愛着や誇りを深めていくためには、誰もが気軽に利用できる開かれた施設となることが重要と考えます。令和4年(2022)には約70年ぶりに博物館法が改正され、これからの美術館には、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及といった従来の機能に加え、まちづくりや観光といった様々な分野の主体と連携し、地域の活性化や社会的課題の解決といった多岐にわたるポテンシャルを発揮していくことが望まれています。これらの新しい役割は、市全体の賑わいを創出し、シビックプライドの醸成に繋がることが期待されます。

新・美術館は、次のめざす姿と3つのコンセプトを定め、さらなる発展を遂げてまいります。

2. 新・美術館をめざす姿

新・美術館の方向性を踏まえ、めざす姿を以下のように定めます。

つないで ひろがる みんなのミュージアム

さらに、新・美術館のめざす姿を実現するため、以下の3つのコンセプトを掲げます。

芸術文化を 守り伝える美術館

市民の、そして人類共有の財産である美術作品を、未来まで守り・伝える施設として活動します。芸術文化の継承・発展のために活動する美術館をめざします。

美術を通して 楽しさや感動を 分かち合う美術館

美術館そのものが、ワクワクする楽しさ、学びや感動を得られる場として機能します。地域の文化的ランドマークとして、あらゆる人びとから愛される美術館をめざします。

人びとと 交流し共につくる 美術館

人びとの作品発表・創作の場、また多様なアート体験の場として機能し、美術を通じた活発な交流をつくり、地域の芸術文化の発展をめざします。

3つのコンセプト



第3章 事業計画

第2章で掲げた3つのコンセプトを支えるため、新・美術館の事業計画を以下に示します。

1. 芸術文化を「守り伝える美術館」

市民の、そして人類共有の財産である美術作品を、未来まで守り・伝える施設として活動します。芸術文化の継承・発展のために活動する美術館をめざします。

作品を未来につなぐための収集・保存	<ul style="list-style-type: none">適切な収集保存環境を整備し作品や資料を次世代に継承します。作品や資料を継続的に収集し、これまでに形成された体系的なコレクションを拡充・発展させていきます。
特色あるコレクションの公開・活用	<ul style="list-style-type: none">愛知県や刈谷ゆかりの作家作品をはじめ、絵本の原画、ポスターなどの特色あるコレクションと出合える機会を提供するため、コレクション展の展示規模や期間を拡大します。
調査・研究の成果を広く発信	<ul style="list-style-type: none">作品や資料の調査・研究を行い、展覧会やワークショップの内容に反映させるとともに、その成果を充実した形で発信します。デジタルアーカイブを充実させ、コレクションを広く公開します。

必要諸室・設備

- 作品等を保存するためのスペース・設備（収蔵庫、前室など）
- 作品等を管理するためのスペース・設備（一時保管庫、前室など）
- 作品等を搬入するためのスペース・設備（搬入口、トラックヤード、荷解室、専用エレベーター、作品等を管理区域内で安全に移動するための動線など）
- 作品等を展示するためのスペース・設備（展示室（コレクション展示）、展示備品・機材室など）
- 作品等の調査・研究を行うためのスペース・設備（書庫、作業室など）

2. 美術を通して「楽しさや感動を分かち合う美術館」

美術館そのものが、ワクワクする楽しさ、学びや感動を得られる場として機能します。地域の文化的ランドマークとして、あらゆる人びとから愛される美術館をめざします。

多彩な企画展の開催	<ul style="list-style-type: none">・ユニークな企画展を開催し、幅広いジャンルの作品を紹介します。これまでの美術館活動をより充実させる展覧会のほか、市民の関心に応える展覧会など、多彩な企画展を開催します。・重要文化財等の公開に対応した設備を整備するなど、適切な展示環境を実現し、他館からの借用資料を含めた展示を行います。
気軽にアートを楽しめる空間づくり	<ul style="list-style-type: none">・市民が気軽に立ち寄りたくなるような魅力的な館内空間を整備し、日頃から芸術文化に親しむ環境と機会を創出します。・利用者の満足度を高めるため、ショップやカフェなどの設置を検討します。
子どもから大人まで楽しめるイベントの展開	<ul style="list-style-type: none">・さまざまな年代、多様な関心を持つ人びとを対象にした、創造性の高いワークショップや講座などを定期的で開催します。・地域の作家や教育機関などと協働しながら、多彩な芸術・文化の普及活動を展開します。
快適に過ごせる場の提供	<ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢や障害の有無、性別などに関わりなく、誰もが快適に美術館を利用できるように整備します。

必要諸室・設備

- ・作品等を展示するためのスペース・設備（展示室（企画展示）、展示備品・機材室など）
- ・来館者が気軽に利用できるスペース・設備（情報発信・美術書閲覧スペース、ショップ・カフェ、休憩スペース、親子スペース、授乳室など）
- ・イベントを開催するためのスペース・設備（多目的室、ワークショップルームなど）

3. 人びとと「交流し共につくる美術館」

人びとの作品発表・創作の場、また多様なアート体験の場として機能し、美術を通じた活発な交流をつくり、地域の芸術文化の発展をめざします。

市民の創作・発表 活動を支援	<ul style="list-style-type: none">・市民の作品発表のための展示室（アートギャラリー）を整備し、地域の芸術文化活動を促進します。地域の作家・文化団体が交流する場としても機能します。・市民の文化芸術への主体的な参加を促進します。
連携による共創・ 共育	<ul style="list-style-type: none">・学校や図書館、他の美術館等と連携し、美術の魅力を普及するプログラムやアウトリーチ活動を行います。・あらゆる世代が美術に親しみ、ともに豊かな感性を育むことのできる場となります。
まちなかのにぎわい 創出	<ul style="list-style-type: none">・魅力的な展覧会やイベントの開催により、中心市街地や地域ににぎわいを生み出します。・周辺の集客施設、また地域の民間企業・商工団体などと連携し、街を活性化させる地域の文化・観光拠点の一つとして機能します。・ホームページ、SNS等を利用して美術館の情報を積極的に発信します。

必要諸室・設備

- ・市民などの作品を展示するためのスペース・設備（アートギャラリー、アートギャラリー専用設備（搬入口、備品倉庫、控室）など）
- ・学校団体の受け入れや講演会などを行うためのスペース・設備（ワークショップルーム、多目的室など）

第4章 施設整備計画

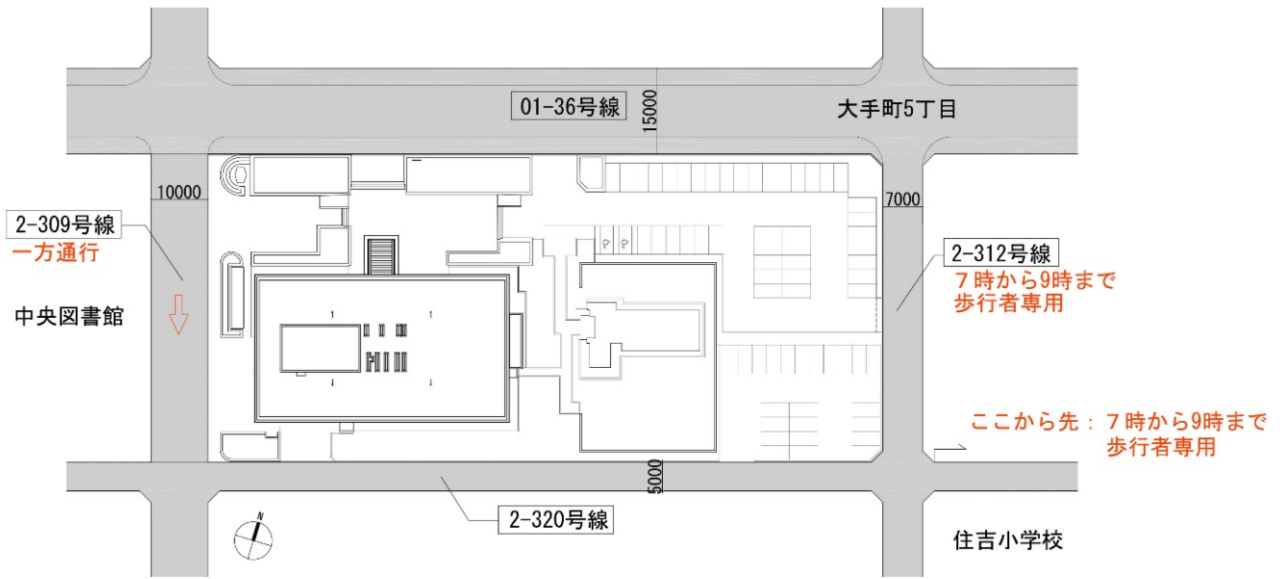
新・美術館は、現美術館の敷地内に建て替えにより整備します。

1. 敷地の特性

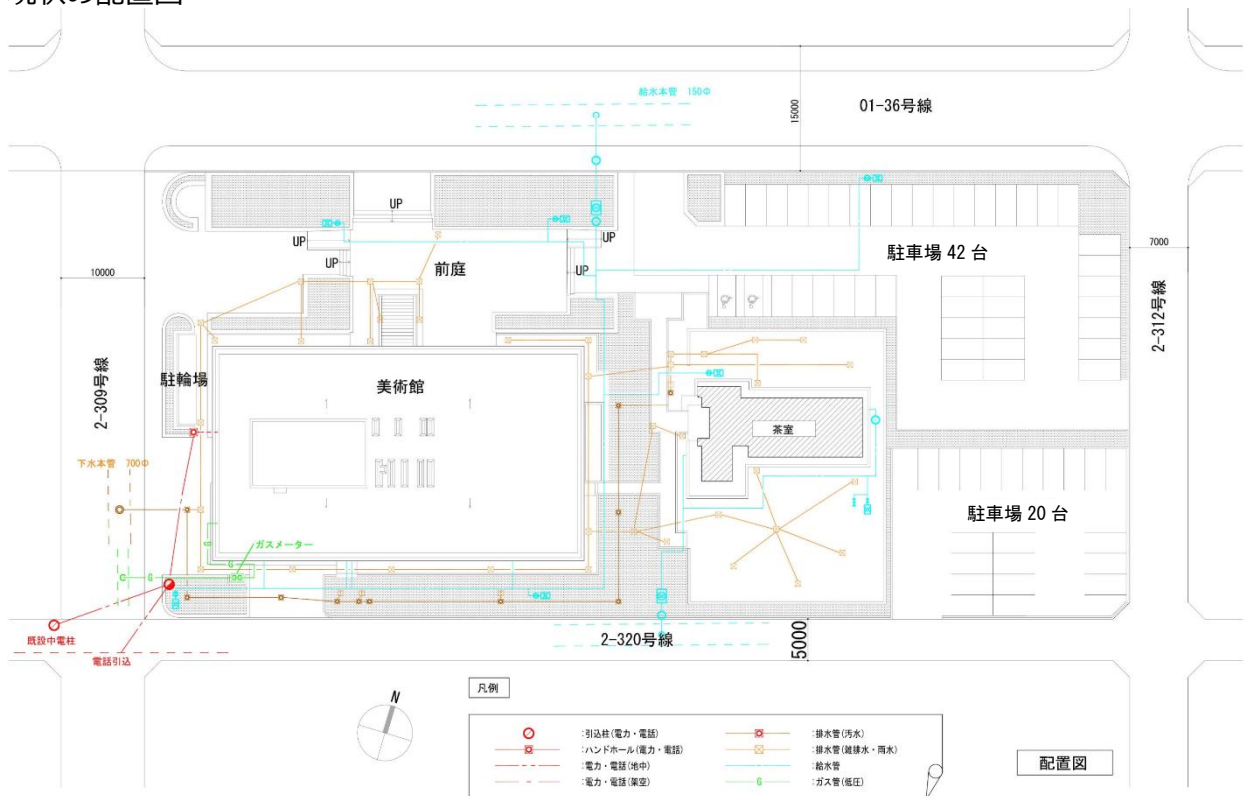
現美術館の敷地における建築条件は、以下の通りです。

所在地	刈谷市住吉町4丁目5番地
敷地面積	6,362㎡
用途地域	北側道路境界から20mの範囲：第二種住居地域 北側道路境界から20m以降：第一種中高層住居専用地域
容積率	200%
建蔽率	60%
防火地区	-
地区計画	-
その他の地域	都市機能誘導区域 居住誘導区域
高さ制限	道路斜線適用距離：20m／勾配：1.25 隣地斜線立ち上がり：20m／勾配：1.25 北側斜線：該当なし（日影規制適用のため）
日影規制	対象・高さ10mを超える建物／測定高：4m 敷地境界線から水平距離5mを超え10m以内：4時間 敷地境界線から水平距離10mを超える：2.5時間
自然災害	地震 震度6強（6.4以上6.5未満）※南海トラフ巨大地震を想定
	大雨・洪水 ・浸水深の目安。0.3m未満 ※内水氾濫を想定 ・洪水浸水は、被害想定対象外
	津波、高潮災害 被害想定対象外
	※最寄りの指定避難場所は、刈谷市立住吉小学校（美術館の南東角に隣接）。
接道条件	北側道路 01-36号線 幅員：15m
	東側道路 2-312号線 幅員：7m（7-9規制）
	南側道路 2-320号線 幅員：5m
	西側道路 2-309号線 幅員：10m（一方通行）
駐車台数	普通車62台

接道状況



現状の配置図



2. 施設整備の基本方針

施設整備にあたっては、以下の方針を重視します。

2-1 文化財を守り伝えるため、堅牢な建築を実現します

- ・地震や水害などの自然災害から貴重な文化財を守り次世代に継承するため、立地条件におけるリスクを的確に捉え、堅固な建築構造、地震や水害への対策、高い耐火・防犯性能等を備えた建築とします。

2-2 環境負荷の低減に寄与します

- ・建物や設備は、美術館として必要な性能を確保しつつ、省エネルギーや再生可能エネルギーなど環境保全に配慮された施設として整備し、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に貢献します。
- ・断熱性、気密性、省エネ、節水など管理運営コストの低減に配慮して整備します。
- ・建物や設備の長寿命化を図るため、高耐久性のある材料や機器等を整備します。
- ・燻蒸による環境負荷を低減するため、ミュージアムIPM（総合的有害生物管理）※による虫菌害対策を前提とします。ミュージアムIPMに配慮した建築計画・内装を備えます。

2-3 親しみやすく、気軽に利用できる施設を実現します

- ・市民が日常的に利用できるよう、交流エリアの充実を図ります。
- ・利用のしやすさと美観を兼ね備えた施設の中で、利用者サービスを充実させ、刈谷市のブランド力向上に寄与します。
- ・展示のしやすさなど、アートギャラリー利用者の利便性の向上を図ります。

※ミュージアムIPM（総合的有害生物管理）：文化財を加害する虫菌害や不快生物等からの生物被害を薬剤だけに頼らず防除するため、清掃・温湿度調整などの日常的な環境管理を重視した対策。

3. 必要諸室の機能

事業計画に示した事業を展開するため、「収集保存」「調査研究」「展示公開」「教育普及・交流共創」「管理運営」等の機能を備えます。

3-1 収集保存

収集保存機能に関わる「収蔵庫」「一時保管庫」「トラックヤード」などについて、整備方針や諸室の概要を以下にまとめます。

(1) 収蔵庫

- ・整備する収蔵スペースには今後の資料収集を見込み、所定の将来スペースを確保した計画とします。
- ・作品の特性に応じた最適な保存環境を整備します。美術作品のほか、書簡、書籍、雑誌、写真、映像などの資料についても、適切な環境で保管・管理します。
- ・作品保護に適切な空調設備や内装等を整備し、温湿度環境や空気環境を管理維持します。
- ・災害時（火災、震災など）を想定した適切な防災設備と、高いセキュリティ性能を備えた防犯設備を整備します。
- ・収蔵作品を安全かつ効率的に出し入れできるよう、最適化された収蔵什器を設定します。什器の転倒、作品の落下などを防止するための対策を施します。
- ・作品の点検やシーズニングなどに対応できる前室を設けます。
- ・調査研究のため、収蔵作品データベースへアクセスするためのインターネット環境を整備します。

(2) 一時保管庫

- ・展覧会や調査のために借用した作品を適切に保管するための、一時保管庫を整備します。
- ・収蔵庫に準じた温湿度環境や空気環境を維持管理できる設備を設けます。

(3) 搬入口、トラックヤード、専用エレベーターなど

- ・円滑な作品動線と作業スペースが確保できるよう、トラックヤード、搬入口、荷解室、作品用エレベーターを適切に配置します。
- ・トラックヤードは、大型の美術品専用トラックを収容することができ、外気を遮断できる設備を設けます。
- ・作品用エレベーターは、大型作品の移動に対応できる積載荷重及び寸法とします。
- ・搬入口は、作品の搬出入、開梱、梱包などのために必要なスペースを確保します。
- ・廊下など作品動線と重なる通路上は、十分な幅と高さを確保します。

3-2 調査研究

- ・ 展覧会の準備作業、長期的に取り組むコレクションの調査研究、保存修復等が効率的かつ安全に行えるよう、「書庫」「作業室」を整備します。
- ・ 収蔵作品データベースの活用など調査研究のための環境を整備します。

3-3 展示公開

コレクション展、企画展の開催に必要な「展示室」「展示備品・機材室」などについて、整備方針や諸室の概要を以下にまとめます。

(1) 展示室

- ・ 展示室は、市の主催する展覧会（企画展示、コレクション展示）に利用します。
- ・ 大規模展を開催するほか、同時に複数の展覧会の開催に対応できるよう、必要な設備を備えます。
- ・ 展示作品数の多い展覧会にも対応できるよう、可動壁（間仕切壁）等を整備します。
- ・ 大型作品の展示に対応できるよう、十分な天井高や開口部（搬入経路）を確保します。
- ・ 重要文化財等の展示に対応するため、ウォールケース（エアタイト）を備えるとともに、展示ケース前面に可動壁を設け、展示ケースを使用しない場合には展示壁としても利用できるようにします。
- ・ 可動壁使用時にも来館者の円滑な動線を確保します。また、収納時に展示室の構成や形状に支障がないよう整備します。
- ・ 作品保護と演色性に優れ、展示を効果的に演出できる照明設備を整備します。
- ・ 多様な表現や進化する技術に対応できる設備を整備します。
- ・ 作品保護の観点から、適切な防災設備（火災、震災など）、高いセキュリティ性能を備えた防犯設備を整備します。
- ・ 展示室前にラウンジを設置します。ラウンジは、企画展開催時に仮設する物販エリアを想定し、十分な広さを確保します。

(2) 展示備品・機材室など

- ・ 照明、展示用機器、展示台、展示作業備品などを保管、管理する機材室を設けます。
- ・ 大型作品の搬出入や展示替えなどの作業が安全に行えるよう資料動線に配慮します。
- ・ 展覧会の物販やミュージアムグッズなどを保管、管理する倉庫を設けます。

3-4 教育普及・交流共創

多様な人々が集い、新たな創造につながる活動を展開するために必要な「多目的室」「ワークショップルーム」「アートギャラリー」「交流エリア」などについて、整備方針や諸室の概要を以下にまとめます。

(1) 多目的室、ワークショップルーム

- ・講演会、講座、創作教室、コンサート、映像上映会、学校団体の受け入れ、ワークショップなど、さまざまな活動の場として使い分けができるよう整備します。
- ・適切な映像・音響機器、備品を収容する倉庫、ワークショップ用の給排水設備などを整備します。
- ・汚れた場合も現状復帰できるように、耐久性のある床材や壁材とします。
- ・共用スペースとの一体感を持たせる一方、講演会時など閉じた空間が求められる場合も適切に運用できる仕様とします。

(2) アートギャラリー

- ・これまでの利用実績を考慮した広さのアートギャラリーを整備します。
- ・市民や地域の方々が年間を通じて気軽に作品発表・鑑賞できるように、独立した市民ギャラリーとして利用します。
- ・個人から美術団体まで多様な規模の展覧会に対応できるように可動壁（間仕切壁）を設け、部屋を分割できる仕様とします。
- ・作品吊り下げワイヤー設備や天井高、可動壁など展示室の仕様は、利用者の作業の効率や安全に配慮して整備します。

(3) アートギャラリー専用設備

- ・底のある専用の作品搬出入口から展示室まで、スムーズな動線を確認します。
- ・展示台などの専用備品庫、利用者控室を設けます。

(4) 交流エリア

- ・情報発信・美術書閲覧スペースは、周辺美術館・博物館の展覧会情報などの入手、開催中の展覧会（美術館主催）に関連した資料の閲覧、当館コレクション作家の作品集や図録などの閲覧ができる場所とします。
- ・休憩スペースは、多くの来館者が居心地の良さを感じながら、ゆっくりと時間を過ごせるよう適所に設けます。
- ・親子スペースでは、来館者が美術や絵本と気軽に触れられるスペースを設けます。また、授乳室を整備します。
- ・図録やグッズ等を販売するショップやカフェを設けます。
- ・エントランスの位置は、来館者のアクセスや駐車場の利便性、隣接する図書館との連携活動、ファサードの景観等に配慮した場所に設けます。
- ・ロッカーは、企画展の来館者数を想定し、十分な数を確保します。
- ・障害者、高齢者、妊婦、外国人等、あらゆる方々が円滑かつ快適に利用できるようユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。
- ・屋外で人びとが集い憩えるよう、パブリックスペースとして多目的に活用できる小さなイベント広場を設けます。

3-5 管理運営

- ・学芸員の日々の調査研究活動が行えるスペースを事務室に確保します。事務室の配置は、美術館のすべての機能が円滑となる位置に配置します。事務室等の環境は、職員が良好な環境で業務に従事できるよう、労働安全衛生法に基づいて整備します。
- ・会議室、打ち合せスペース、更衣・ロッカー室、職員用トイレ、給湯室等を確保します。
- ・看視員控室、清掃員控室を設けます。

3-6 その他

【施設管理】

- ・事務室に、空調、照明、防火、消防、防犯、放送など、館内すべての設備等を集中管理・監視できるシステムを整備します。
- ・停電や災害時における来館者の安全確保と作品保護に対応できるよう非常用自家発電設備を設けます。
- ・空調設備等の機械室、各種機器、配管、配線は、保守管理や更新がしやすい配置とします。

【駐車場】

- ・60台程度の自家用車駐車場（障害者等用駐車区画を含む）を整備します。
- ・駐車場は、円滑に利用できる場所に整備します。※美術館東側に歩行者専用道路（7時から9時まで）あり
- ・自転車、自動二輪車の置場を確保します。

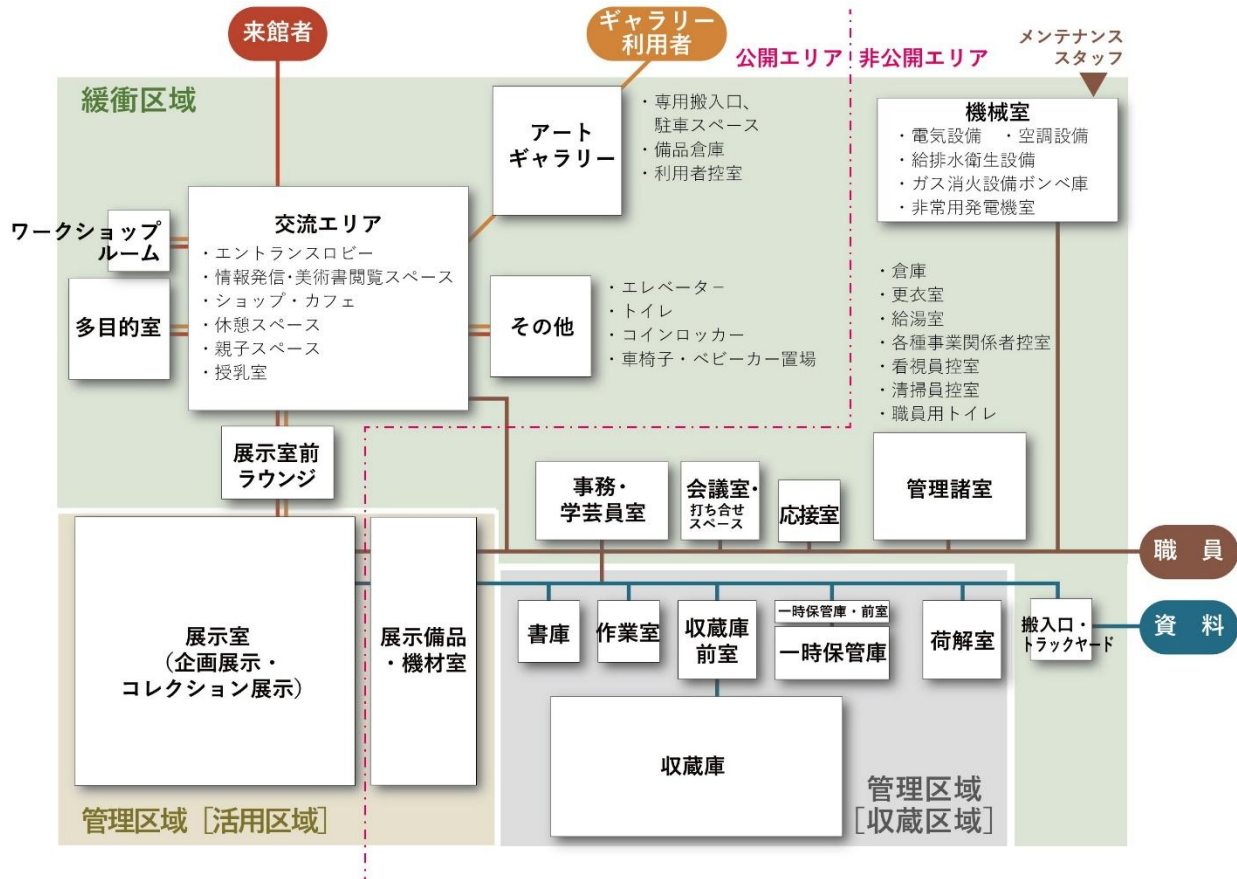
4. 諸室一覧表

各機能の必要諸室は以下のとおりです。

機能		必要諸室・スペース	備考
収集保存		収蔵庫、前室	
		一時保管庫、前室	前室は収蔵庫と兼用も可
		搬入口、トラックヤード、荷解室、廊下（資料動線など）、専用エレベーター	
調査研究		書庫、作業室	
展示公開		展示室（企画展示、コレクション展示）、展示室前ラウンジ	市共催「小中学校作品展」などに一部提供
		展示備品・機材室	
教育普及 ・ 交流共創		多目的室、ワークショップルーム	
		アートギャラリー	貸し展示室
		アートギャラリー専用設備（搬入口、備品倉庫、控室）	
		交流エリア（エントランスロビー、情報発信・美術書閲覧スペース、ショップ・カフェ、休憩スペース、親子スペース、授乳室など）	
管理運営		事務・学芸員室、会議室・打ち合せスペース、応接室	
		管理諸室（倉庫、更衣室、給湯室、看視員控室、清掃員控室、職員用トイレなど）	
その他	共用	廊下・階段、エレベーター、トイレ、コインロッカー、車椅子・ベビーカー置場、救護室など	
	管理設備等	機械室（電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備、ガス消火設備ボンベ庫、非常用発電機室など）	

5. 機能関連図

諸室の配置と動線計画の考え方を以下に整理します。資料動線と来館者動線が重ならない計画とします。



5-1 動線の考え方

各動線を設定する上で、以下のポイントを重視します。

資料	[搬入口・トラックヤード] から [収蔵庫] [展示室] まで、資料の搬出入に関わる動線を、来館者と交錯しないよう確保する
職員	職員や看視員、企画展主催者などが利用する出入口を、資料動線と分離して設置する ※機械設備のメンテナンス用の出入口を、別途確保することが望ましい
来館者	[交流エリア] [展示室] 等の公開エリアでの来館者動線を、誰もが安全に利用できるよう確保する ※車椅子と一般の動線が乖離しないよう配慮が必要
ギャラリー利用者	[アートギャラリー] で展示を行う利用者に対して、展示資料の搬出入のための専用出入口と駐車スペースを備える ※資料動線とは交錯・共用しない

5-2 区域の設定

(1) 管理区域[活用区域] (展示室など)

- ・企画展、コレクション展を開催する「展示公開」の機能を主に担います。
- ・高いセキュリティ、適切な温湿度管理、防災対策を備え、美術作品を展示するにふさわしい機能が求められます。
- ・ミュージアムIPM上の「管理区域 [活用区域]」として、適切な日常管理を行います。

管理区域 [活用区域]

文化財を公開する展示室として高い清浄度を維持するため、日常的な清掃管理を行い、虫菌害被害を防ぐ。

- [日常管理]
- ・展示室の毎日の清掃
- ・害虫のモニタリング (目視、粘着トラップによる確認)

- ・来館者動線と資料動線が交錯しないよう確保します。

(2) 管理区域[収蔵区域] (収蔵庫など)

- ・作品を収集する「収集保存」「調査研究」の機能を主に担います。
- ・高いセキュリティ、適切な温湿度管理、防災対策を備え、美術作品を保存するにふさわしい機能が求められます。
- ・ミュージアムIPM上の「管理区域 [収蔵区域]」として、適切な日常管理を行います。

管理区域 [収蔵区域]

文化財を常置するゾーンとして、特に高い清浄度を維持する。

- [日常管理]
- ・定期的な清掃
- ・害虫のモニタリング (目視、粘着トラップによる確認)

- ・ギャラリー利用者動線と資料動線は共用しません。

(3) 緩衝区域 (交流エリア、管理諸室など)

- ・来館者が気軽に利用できる「教育普及・交流共創」の機能や、「管理運営」の機能を主に担います。
- ・ミュージアムIPM上の「緩衝区域」として、適切な日常管理を行います。

緩衝区域

人の出入りが多く虫菌害のリスクが高いが、文化財が置かれる展示室 (管理区域 [活用区域]) と隣接するため、日常的な管理を行い、展示室への虫の侵入を防ぐ。

- [日常管理]
- ・交流エリアを中心に、毎日の清掃
- ・害虫のモニタリング (目視、粘着トラップによる確認)

第5章 管理運営計画

新・美術館では、機能の拡張と運営のさらなる充実をめざし、現行の管理運営体制を見直します。本計画では、新しい美術館のめざす姿や基本機能の実現に向けて必要となる、管理運営の概要をまとめます。基本計画を実現させるために、美術館運営に携わる人材は最も重要であり、長期的な視点で人材の確保と育成をめざします。

1. 管理運営形態の方式

長期的な視野に立った公益性の維持と、市民や地域との協働・連携強化を図るため、現行の美術館と同様の直営方式を基本とします。これにより安定性と効率性を両立させた運営体制の構築をめざします。

2. 管理運営体制の部門

管理運営を効率的・効果的に推進するにあたり、各部門の人員配置を以下のように想定します。企画・事業から施設管理まで美術館全体の経営を統括する館長のもと、各部門が横断的に連携し、多角的な事業展開を実現する体制を整えます。

(1) 企画・事業部門

「収集保存」「調査研究」「展示公開」「教育普及・交流共創」「管理運営」等の各機能を展開するため、学術的な研究や調査に基づき展覧会の企画運営を行う人材、美術を通じた教育普及プログラムの企画運営を行う人材など、各活動に対する専門性を有する人員を配置します。また、美術館と関係機関との橋渡しを行うコーディネーターが必要となる可能性もあります。市民や地域など多様な主体が共に協働・共創し、アートの魅力を広げる各種事業を推進する体制を構築します。

- ・学芸担当
- ・教育普及担当
- ・コーディネーター（教員関係者、社会教育主事、社会教育士など）
- ・補助スタッフ（学芸担当、教育普及担当など）

(2) 施設管理・総務部門

施設の維持管理、経理、アートギャラリーなどの施設貸出に関する業務、広報、来館者サービスなどを担当する人員を配置します。

- ・庶務、経理担当
- ・施設管理担当
- ・施設貸出担当
- ・広報担当

- ・受付、看視スタッフ
- ・ショップ等スタッフ
- ・清掃スタッフ、警備スタッフ など

3. 補助機関の設置

より良い事業の展開と適切な美術館運営を、継続的に維持・改善していくための仕組みを整備します。

(1) 刈谷市美術館運営協議会（仮称）

美術館の事業や運営に対し、利用者や専門的な視点から評価や助言を得ることを目的に、文化団体、関係機関の代表、美術や教育分野の有識者などで構成される運営協議会を設置します。

(2) 刈谷市美術館作品収集委員会（仮称）

美術館の作品収集理念に基づく優れた美術作品を収集し、体系的なコレクションを形成するために、作品収集委員会を設置し、客観的な評価による作品収集を行います。

6章 事業スケジュール

新・美術館の整備は、以下のスケジュール案を前提として推進します。

年度	取組
令和8（2026）年度	建築設計者選定、基本設計
令和9（2027）年度	基本設計、実施設計
令和10（2028）年度	実施設計、工事発注
令和11（2029）年度	建築工事
令和12（2030）年度	建築工事
令和13（2031）年度	既存施設解体工事、外構工事、開館準備
令和14（2032）年度以降	開館

參考資料

【資料1】利用者からの要望

建物や設備のリニューアル計画の方向性を検討するための情報収集、また将来の美術館運営に活かすことを目的に、市民ギャラリーの利用者、企画展来館者、ワークショップ参加者に対して、アンケート調査などを実施しました。利用者から出された改善要望などを以下に整理します。

1-1 市民ギャラリー利用者へのアンケート

(1) 実施概要

- ①利用登録者全員に対するアンケート調査（令和2年度、回答156名）
- ②文化協会各部会代表者に対するアンケート調査（令和6年度）
- ③公立幼保園長主任（ちびっ子絵画展運営委員会）に対するアンケート調査（令和6年度）
- ④刈谷市教育研究会造形部に対するアンケート調査（令和6年度）

(2) まとめ

- ・展示に関しては、高所での展示作業への不安の声、貸出備品を増やしてほしいという声が多い。また、作品を飾るのに十分なスペース、多くの作品が運べるような広い搬入口や通路、駐車スペース、鑑賞者に配慮した十分な休憩スペースを求める声もある。
- ・運営に関しては、ワークショップや演奏会などに利用できるフリースペースを求める声や、利用できる機会を増やし希望する期間に使用したいという声が見られる。

1-2 企画展来館者へのアンケート

企画展来館者が美術館に求めるイメージや要望を把握するために、「あなたにとって魅力的な美術館とは、どのような機能・設備がある美術館ですか？」と尋ねる施設リニューアル（老朽化対策と魅力向上計画）に関するアンケートを実施しました。

(1) 実施概要

- ・アンケート実施展覧会＝レオ・レオー二と仲間たち展
- ・期間＝展覧会会期中（令和7年4月19日～6月15日）
- ・アンケート総数＝217名（性別：男性51名、女性159名、無回答7名）

(2) まとめ

- ・ゆったりと作品鑑賞ができる企画展示室を求める声が多い。
- ・キッズスペース、ミュージアムショップ、カフェなど、現在の美術館で未整備の設備を求める意見が多く見られる。
- ・共用スペースでは、バリアフリーへの配慮を求める意見が見られる。
- ・十分な台数と利便性が確保された駐車場を求める声が多い。
- ・トイレの数、広さが現状十分でないとする声が多い。

1-3 ワークショップ「コラージュでつくろうーみんなの夢のミュージアム」

子どもたちに美術館を身近に感じてもらう機会を提供するとともに、子どもたちや子育て世代の方々が美術館に求めるイメージや要望を把握するために、美術館リニューアルに関する情報収集を目的にした造形ワークショップを開催しました。子どもたちには、ワークショップ中にスタッフによるヒアリング、保護者にはアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

(1) 実施概要

- ・日時 = 令和7年8月11日（月・祝）
 - ① 10時00分～12時00分 = 参加者15名（小学生～中学生）
 - ② 13時30分～15時30分 = 参加者12名（小学生～中学生）
- ・対象 = 小学生～中学生
- ・内容 = こんなミュージアムがあったら最高！いろいろな模様の紙や印刷物を使って、チョキチョキ、ペタペタ、時々かきかき。自分だけの夢のミュージアムをつくろう！

(2) まとめ

- ・美術館に「楽しさ」「居心地の良さ」「気軽さ」を求める声が多い。
- ・活動面では、創作できる機会の充実、日常とは異なる雰囲気を楽しむ、カフェ等でのリフレッシュを望む声が多い。
- ・設備面では、子どもが伸び伸びと活動できるスペース、休憩できるスペース、子育て世代に配慮された施設整備を望む声が多い。
- ・運営面では、子どもと一緒に気兼ねなく、安心して利用できることを望む声が多い。

1-4 小中学校造形部の先生へのアンケート

学校が美術館に望む教育活動や団体見学のあり方、市が共催する「小中学校作品展」の運用方法などを把握するために、市内小中学校で美術を担当している造形部の先生方へ、アンケート調査を実施しました。

(1) 実施概要

- ・期間 = 令和7年11月14日～12月24日
- ・アンケート総数 = 31名、12校（小学校8校、中学校4校）

(2) まとめ

- ・展覧会の鑑賞や学芸員による作品解説を求める声が多い一方、移動手段や授業スケジュールにより美術館を訪れることが難しい、授業内容との関連性が薄い突発的な鑑賞になる、という懸念もみられる。
- ・作品づくりなどのワークショップ活動を求める声が多い。
- ・学校から美術館までの距離、小・中学校の違いなどにより、美術館に求める教育活動の内容に違いがみられる。

【資料2】美術館に関わる法令や基準

2-1 博物館法（令和4年一部改正、令和5年施行）

「博物館法の一部を改正する法律」（令和4年法律第24号）が令和5年4月に施行され、新たな博物館登録制度に移行しました。一部改正された博物館法では、「博物館資料のデジタルアーカイブの作成と公開」「博物館の人材の養成・研修」「博物館同士の連携」「地域の多様な主体との連携」など、新たな博物館の役割が規定されることになりました。美術館は文化芸術などの価値を活かしながら、教育、まちづくり、観光、福祉といった様々な分野の主体と連携に努めるものとし、社会課題の解決や地域の活性化といった多岐にわたるポテンシャルを発揮していくことが望まれています。

（1）「（定義）第二条」より抜粋

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関。

（2）「（博物館の事業）第三条」

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- 四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 十 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

- 十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- 3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

（3）「（設置及び運営上望ましい基準） 第八条」

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

⇒2-2「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」

（4）「（登録） 第十一条」

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

⇒2-4 新しい博物館登録制度の審査基準（愛知県）

2-2 博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）

本告示は、1.平成20年の博物館法改正、2.利用者のニーズの多様化・高度化、3.博物館の運営環境の変化などを踏まえ、従来の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（平成15年6月6日文部科学省告示第113号）の全部を改正したものです。

なお、令和7年11月25日から令和8年1月4日まで、本告示の全部を改正する告示案についてのパブリック・コメントが実施され、「博物館の一部を改正する法律」（令和4年法律第24号）による法の目的や博物館の事業に関する改正、博物館登録制度の変更等、文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループでの審議等を踏まえた改正であり、令和8年2～3月に公布・施行されます。この基準に沿った施設整備や運営が求められます。

2-3 多様なニーズに対応した美術館・博物館のマネジメント改革のためのガイドライン

(平成30年、文化庁)

このガイドラインでは、「美術館・博物館の本来の役割・機能を発揮しながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野との連携を図りつつ、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することを視野に取り組むことが期待される」ものとし、その具体的な取り組みとして「①多言語対応等、②開館時間の延長、③ユニークベニュー促進、④学校教育との積極的な連携、⑤先端技術を活用した文化財や美術品等の魅力発信、⑥関係機関との連携による取組の推進」を挙げられています。また、多様なニーズへの対応が必要であり、「新たな地域の作品の魅力発信や、まちづくりに資する取組の実現等により、美術館・博物館への本来の投資以上の社会的・経済的価値を創出し、それらの効果を地域にもたらすものであることを地方自治体、民間企業・団体等関係者の理解を図りながら進めることが重要である」としています。

2-4 新しい博物館登録制度の審査基準（愛知県）（令和5年教育委員会規則第5号）

「博物館法の一部を改正する法律」（令和4年法律第24号）が令和5年4月1日に施行され、新たな博物館登録制度に移行しました。この新たな登録制度では、登録・指定の要件が大幅に見直されていることから、愛知県教育委員会では、「博物館の登録に関する規則」を令和5年4月に施行し、新たな博物館登録制度のもと、登録・指定を進めています。

審査基準の抜粋

- ・資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- ・防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- ・利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- ・資料を用いた学習機会の提供など、教育活動を行う体制を整備していること。
- ・高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

2-5 国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項（平成8年、文化庁）

本取扱要項には、重要文化財等の適切な取り扱い方法、公開環境の整備、公開制限など、「公開によって歴史上・芸術上・学術上極めて貴重な文化財が損なわれることがないよう、保存や公開における取扱いについては細心の注意を払わなければならない」とする留意事項が示されています。公開と保存の調和を図り、文化財を後世に伝えていく観点からすれば、重要文化財に限らず、美術館が取り扱う美術品全般に関するガイドラインとして用いるべきと考えます。

取扱要項の抜粋

- ・展示室の環境や構造及び管理方法を十分に考慮した上で、エアタイトケースを適切に使用。調湿剤を使用する、データロガーによる温度及び湿度の計測を続け、適切な方法で維持すること。
- ・展示ケース等の作製に当たり、文化財に悪影響のあるガスを発生するおそれのある素材や接着剤等を使用する場合は、使用量や通風乾燥期間を適切に設け、定期的にケース内濃度を確認すること。
- ・重要文化財等の公開は、大気汚染、文化財に悪影響のあるガス、かび、じんあい等の発生や影響を受けない清浄な環境のもとで行う。
- ・展示ケース内の温度は摂氏22℃±1℃（季節によって緩やかな温度の変動はあっても良い。相対湿度は55%±5%（年間を通じて一定に維持）
- ・照度は原則として150ルクス以下に保ち、直射日光が入る場所など明るすぎる場所での公開を避ける。（材質によってルクスの上限数値が変動）

2-6 国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン

（令和元年、文化庁）

ガイドラインの抜粋

- ・ガス消火設備を設置するなど、文化財の特性等を踏まえた消火設備の設置。
- ・消防機関へ通報する火災報知設備。
- ・防火戸（防火扉、防火シャッター）・防火ダンパーの適切な設置。
- ・夜間等も含め管理の実態に応じた防犯設備。

2-7 新しい博物館の定義（ICOM／国際博物館会議、令和4年8月採択）

令和元年、日本初開催となる国際博物館会議（ICOM）の京都大会が「文化をつなぐミュージアム（Museums as cultural hubs）」という理念をもとに開催され、博物館の定義を大幅に見直す検討が行われました。新しい博物館の定義は、令和4年のICOMプラハ大会で採決されることになり、ICOM日本委員会では、その正式な日本語訳を次の通り決めました。

「博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する」。

2-8 その他、美術館を取り巻く状況

- ・文化財保護法 第五十三条（所有者等以外の者による公開）
- ・文化財公開施設の計画に関する指針（平成7年、文化庁）

- ・ **美術館・博物館のための空気清浄化の手引き**（平成31年、国立文化財機構 東京文化財研究所 保存科学研究センター）
- ・ **文化観光推進法**（令和2年）※文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律
- ・ **改正障害者差別解消法**（令和3年）※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・ **障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）**（令和5年、文部科学省、厚生労働省）

など

【資料3】刈谷市美術館リニューアル計画検討委員会

3-1 刈谷市美術館リニューアル計画検討委員会委員名簿

氏名	所属・役職
加藤 英樹	刈谷市商工会議所 会頭
栗田 秀法	跡見学園女子大学 文学部 教授
鈴木 康則	刈谷文化協会 会長
中村 僚志	愛知教育大学 創造科学系美術教育講座 教授
馬場 千春	刈谷市立さくら保育園 園長
◎村田 眞宏	豊田市博物館 館長

◎委員長

※50音順、敬称略

3-2 刈谷市美術館リニューアル計画検討委員会開催状況

第1回

日時：令和7年8月12日（火）午後1時30分～4時30分

- 議事：（1）リニューアルの経緯とこれまでの活動概要
（2）館内視察（機能や設備の現状確認）
（3）リニューアル後にめざす姿と基本機能の検討

第2回

日時：令和7年10月14日（火）午後3時～5時30分

- 議事：（1）リニューアル後にめざす姿の検討
（2）事業計画の検討

第3回

日時：令和7年12月26日（金）午後1時30分～3時30分

- 議事：基本計画（案）の検討とリニューアルの方向性について
（1）第2章 リニューアル後のめざす姿
（2）第3章 事業計画
（3）第4章 施設整備計画
（4）第5章 管理運営計画